

○財務省告示第二百三十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、
 平成二十二年六月七日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成二十二年七月六日

財務大臣 野田 佳彦

一	名称及び記号	利付国庫債券（五年）（第八十八回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。募集取扱機関による募集の取扱
四	発行方法	いによる発行
五	発行額	額面金額で六十億三千四百二十万円
六	払込金額	六十億六千四百九十七万四千四百二十円
七	最低額面金額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
九	発行日	平成二十二年六月七日
十	発行価格	額面金額百円につき百円五十一銭

十一
十二

の経利
払過
込利
み子 率

(一) 年〇・五パーセント

額に各募集取扱機関は、払込金
出した金額を第十八号に規定
する。期日に払い込むものとす

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.5}{100} \times \frac{79}{365}$$

(二)

十三

初期利子

発行時において、その利子
に係る所得税が源泉徴収され
るものとして振替口座簿中の
口座に記載又は記録されるも
のにつき記載又は記録する式
のよりに算出した金額から該
金額に百分の二十を乗じた金
額（おただし、当該国債を発
行時において取得する者が非
住者又は外国法人である場合
に、前記(一)の算式により算
出した金額に当該非居住者又
は外国法人が適用を受ける所
得税の税率を乗じた金額）を
平成二十二年九月二十日を
期とし、次の算式により算し
た金額を支払う。ただし、支
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う。以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 十 十 十
八 七 六 五 四

払 払 元 償 償 後 第
込 場 利 還 還 の 二
期 所 金 金 期 利 期
日 支 額 限 子 以

平 日 額 平 利 て を 毎
成 本 面 成 子 、 支 年
二 銀 金 二 子 を そ 払 三
十 行 額 十 支 の 日 と 月
二 年 百 七 払 う 。 前 六 各 及
六 年 円 に 三 月 。 月 月 支 び
月 六 につ き 二 十 間 に 期 九
七 日 百 円 日 属 す お 月
日 円 日 日 属 す る い 十
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日